管理コード	省庁名	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称（項）(目)(目細)	概算要求額（単位:千円）	その他	政府予算案への反映状況			管理提案番号項	要望事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 （特記事項）	制度の所管・関係省庁
										予算の名称 （項）(目)(目細)	予算額 （単位:千円）	その他関連事項									
0410010	総務省	がんばる事業者を応援する、公共工事の発注改革プロジェクト（単年度予算主義の改革、改善による年度末工事集中の是正）	該当無し	（会計年度及びその独立の原則） 第二百八条　普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 ２　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。 （継続費） 第二百十二条　普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。 ２　前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。 （繰越明許費） 第二百十三条　歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。 ２　前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。 （債務負担行為） 第二百十四条　歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。	E	貴市提案の内容は、国庫補助事業の運用の改善を求めるものと認識している。 なお、現行財務会計制度に規定されている単年度主義の例外として各種制度（債務負担行為・繰越明許費）が認められているところ。	－	－	－				1053040	がんばる事業者を応援する、公共工事の発注改革プロジェクト（単年度予算主義の改革、改善による年度末工事集中の是正）	国、地方をあげて、公共工事の発注・施工時期の最適化、平準化に向けた総合的な取り組みを行うことにより、公共工事の施工効率化と工事業者の経営改善に資する「公共工事発注改革プロジェクト」を提案する。具体的には、工事の発注、施工、検査を特定時期に集中させず、随時に、また年間を通じて安定的に施工体制が組めるよう、債務負担行為・繰越明許費・継続費の各制度活用等、単年度主義の制約ができる限り自由な制度運用と規制改革を実施し、予算編成、事業執行を行う。このため国は、地方への国庫補助事業の運用改善を行うほか、地域再生制度への位置づけによりその推進を明確化し、国、地方が連携して所要の取り組みを行う	近年、地方建設予算は減少傾向にあり、国においても道路特定財源が一般財源化の方向にあるなど、公共工事を取り巻く環境は厳しい。工事の減少傾向に加え、競争入札の不調が相次ぐなど工事の採算性低下も指摘され、地方の中小事業者を中心に倒産や廃業が相次ぎ、地方経済の圧迫要因ともなっている。 　公共工事を巡る環境変化は避けがたいにせよ、せめて、国、地方の単年度予算主義に起因する公共工事の非効率性を改善し、厳しい経営環境下の事業者を支援したい。すなわち、公共工事の年度末集中という全国共通の問題を是正し、年間を通じて安定的な施工体制を組む、各地の気候や地域特性に即して最適な時期に発注する、年度をまたぐ工事の年度末検査を簡素化する、などのことができれば、事業者の負担を軽減でき、経営安定化、地域経済の活性化に有効と思われる。発注する行政側の事務効率化や人員削減にもつながる。 　そこで、単年度予算制度に縛られない工事等の発注、施工体制の構築に、国と地方で連携して取り組むプロジェクトを提案する。契約行為への規制改革、繰越費・債務負担行為・繰越明許費といった単年度予算の例外制度の有効活用等、制度見直しと運用改善を総合的に推進する。政府は、これを明確な方針として地域再生制度に組み込み、周知、普及をはかるほか、可能な限り国庫補助事業における単年度主義の制約をなくす。		埼玉県	草加市		総務省 財務省
0410020	総務省	BDF(バイオディーゼル燃料)混合軽油に対する軽油引取税の緩和	地方税法第700条の３等	BDF混合軽油の全数量に対して課税。	C	軽油引取税については、不正軽油が大きな問題となっていることから、これまでも脱税防止対策の強化を累次行ってきたところ。 特に他の油種等との混和による脱税事案が多く、これらのものとＢＤＦ混合軽油を容易に区別することができないため要望は認められない。	－	－	－				1060020	BDF(バイオディーゼル燃料)混合軽油に対する軽油引取税の緩和	BDF導入拡大のため、BDF混合軽油に対して課される軽油引取税のうち、BDF分について非課税とすべきである。	京都議定書目標達成計画に基づき、2010年輸送用バイオマス由来燃料50万キロリットルの導入を目指して、BDF及びバイオエタノール混合ガソリンの導入拡大を図ることが必要となっている。 　バイオエタノール混合ガソリンは、平成20年4月からバイオエタノール3パーセント混合ガソリンのうち、バイオエタノール分について、ガソリン税（揮発油税と道路地方税）が優遇されている。 　BDFは本市において、低コストとカーボンニュートラルの観点から、軽油と混合しない形（BDF100パーセント）で、ごみ回収車23台に導入しているが、今後、導入拡大を図るためには、軽油と低濃度で混合した形での導入を進めることも重要である。しかしながら、BDF100パーセントの場合は非課税であるが、BDF混合軽油については20円分にも軽油引取税が課されるため、BDF混合軽油の経済性は大きく悪化し、普及拡大を進める上での課題となっている。 　このため、BDF混合軽油に係る軽油引取税のうち、BDFに係る分を非課税とすることで、BDF混合軽油の価格は下がるため、原油高が続く中、行政のみならず、ほとんど導入されていない民間においても普及に繋がることが想定される。BDF利用は地球温暖化対策に貢献できるものであり、経済的インセンティブを持たせることは重要である。 　なお、当該提案は、バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の軽減措置との対比で、イコールフッティング（公正競争・公平競争）の観点からその限定の是正を求めるものである。	地方税法	愛媛県	松山市	【例】 　BDF混合率5パーセント、1リットルのBDF混合軽油の場合 　　○現状：131.855円/リットル 　　○BDFに係る軽油引取税が免除された場合：130.25円/リットル 　軽油（軽油引取税込）：132円/リットル 　軽油引取税：32.1円/リットル 　BDF(100パーセント)：97円	総務省 農林水産省 環境省